平成２２年（フ）第５８号
神奈川県横須賀市浦上台４丁目２番９―403号
債務者　手島　裕幸
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６０号
神奈川県横須賀市上町３丁目54番地　いろはアパート２―Ｃ
債務者　三富　春夫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市平作７丁目12番16号
債務者　石渡　郁美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９４号
神奈川県三浦市初声町和田2636　ドミール和田202、住民票上の住所神奈川県横須賀市長沢１丁目27番27号
債務者　永友　秀星
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１００号
神奈川県横須賀市走水２丁目942番地５、住民票上の住所神奈川県横須賀市浦賀３丁目25番１―504号
債務者　小川　博文
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１０７号
神奈川県横須賀市田浦泉町107番地
債務者　長谷川　務
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１５号
神奈川県横須賀市吉倉町２丁目63番地
債務者　嶋根　知佳
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１１７号
神奈川県横須賀市鷹取２丁目19番２号
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２４０号
栃木県宇都宮市戸祭元町10番25号　ニューけやき荘103
債務者　大岩　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７０号
栃木県宇都宮市大谷町1431番地44、前住所栃木県宇都宮市横山３丁目18番３号
債務者　屋代　光昭
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目943番地43
債務者　近能　佳子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７６号
栃木県下都賀郡壬生町大字福和田1589番地17
債務者　梁島　正善
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７７号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙4472番地157
債務者　徳安　直子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７９号
栃木県日光市瀬尾５番地26
債務者　加藤　宏美
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２８１号
栃木県大田原市中田原1364番地３　シャトーハイツ２―204号、前住所栃木県大田原市中田原786番地９　マリージア203号
債務者　今津美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２９２号
栃木県大田原市浅香４丁目3752番地30
債務者　岡　　将人
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係